

官報号外

平成十七年十月十二日

○第一百六十三回 参議院会議録第五号

平成十七年十月十二日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第五号

平成十七年十月十二日

午前十時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(パキスタン等における大地震について)

○本日の会議に付した案件

一、常任委員長辞任の件
二、常任委員長の選挙

一、日程第一

一、郵政民営化法案、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理条例法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

○議長(屬千景君) これより会議を開きます。
この際、常任委員長の辞任についてお諮りいたします。
農林水産委員長中川義雄君、決算委員長鴻池祥肇君から、それぞれ常任委員長を辞任いたしました。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(屬千景君) これより会議を開きます。
この際、常任委員長の辞任についてお諮りいたします。
農林水産委員長中川義雄君、決算委員長鴻池祥肇君から、それぞれ常任委員長を辞任いたしました。
いずれも許可することに御異議ございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(屬千景君) 〔拍手〕
決算委員長に中島眞人君を指名いたします。
〔拍手〕

○議長(屬千景君) 〔拍手〕
日程第一 国務大臣の報告に関する件(パキスタン等における大地震について)
細田国務大臣から発言を求められております。
発言を許します。國務大臣細田内閣官房長官。
〔國務大臣細田博之君登壇 拍手〕

○國務大臣(細田博之君) 去る十月八日、パキスタンを震源とする大規模地震が発生し、未曾有の被害が出ております。既に分かっているだけでも二万人以上の尊い命が犠牲となり、植原覚J.I

○議長(屬千景君) 〔拍手〕
常任委員長辞任の件(常任委員長の選挙に関する件)、國務大臣の報告に関する件(パキスタン等における大地震について)、議事日程追加の件、郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理条例法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

○議長(屬千景君) 〔拍手〕
〔國務大臣竹中平蔵君登壇 拍手〕

○議長(屬千景君) 〔拍手〕
〔國務大臣竹中平蔵君登壇 拍手〕
このたび、政府から提出いたしました郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

C A専門家とその御子息がお亡くなりになりました。心からお悔やみ申し上げます。

た。政府としては、国際緊急援助隊の救助チームと

医療チームを派遣し、また、二千五百万円相当の

緊急援助物資を供与しました。さらに、被害状況

が悪化している現状にもかんがみ、昨日、我が国

政府として二千万ドルの無償支援の実施を決定し

ました。これらの支援が被災された方々の救援に

役立つことを願っています。

また、現地では、昨晩現地入りした谷川外務副

大臣が、政府要人との会談、現場視察等を通じて

現地のニーズの把握を行っております。他方、現

地では、道路や通信等のインフラが壊滅的な打撃

を受けており、救援物資の運搬手段としてヘリコ

プター等のニーズが指摘されております。加え

て、昨日には国連も緊急アピールを発出し、

国際社会に対する支援を呼び掛けております。

我が国としては、今後、こうした点を含め現地

のニーズを見極めながら、できる限りの支援を

行つていく考えであります。(拍手)

○議長(屬千景君) 〔拍手〕

農林水産委員長に岩城光英君を指名いたしま

す。

〔拍手〕

岩城光英君を指名いたしました。

○議長(屬千景君) 〔拍手〕

この際、日程に追加して、

郵政民営化法案、日本郵政株式会社法、郵便

事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行

政法人郵便貯金・簡易生命保険管理条例機関法案及び

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律案、以上六案について、提出者の趣旨

説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(屬千景君) 〔拍手〕

御異議ないと認めます。竹中

國務大臣。

〔國務大臣竹中平蔵君登壇 拍手〕

○議長(屬千景君) 〔拍手〕

このたび、政府から提出

いたしました郵政民営化法案、日本郵政株式会

社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社

法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理条例法案、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の六法案につきまして、

その趣旨を御説明申し上げます。

郵政民営化は、民間にゆだねることが可能なも

のはできる限りこれにゆだねることが、より自由

で活力ある経済社会の実現に資することにかんが

み、内外の社会経済情勢の変化に即応し、日本郵

政公社、以下公社と申し上げます、に代わる新たな

体制を確立するものであり、地域社会の健全な

発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が

有する機能を分割し、その機能を引き継ぐ新たな

株式会社を設立するとともに、一定の期間、同種

の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保す

るための措置を講ずるものであります。これによ

り、経営の自主性、創造性及び効率性を高め、公

正かつ自由な競争を促進するとともに、多様で良

質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上、

資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図

り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な

発展に寄与することを目的とするものであります。

この郵政民営化を実現するため、これら六法

案を提出するものであります。

それぞれの法律案の概要について、順次御説明

申し上げます。

初めに、郵政民営化法案についてであります。

第一に、郵政民営化の基本的な理念及び方針並

びに国等の責務を定めております。

第二に、郵政民営化を推進するとともに、その

状況を監視するため、政府に、郵政民営化推進本

部及び郵政民営化委員会を平成二十九年九月三十

日まで設置することとし、郵政民営化委員会が、

三年ごとに、郵政民営化の進捗状況について総合

的な見直しを行うこと、郵政民営化推進本部がそ

の見直し等について国会に報告すること等郵政民

営化推進本部及び郵政民営化委員会の所掌事務、

組織等について定めております。

第三に、準備期間中の公社の業務について、国際貨物運送に関する事業を行うことを主とする目的とする会社に出資することができる等の特例等を定めています。

第四に、日本郵政株式会社を準備期間中に設立することとし、日本郵政株式会社に、公社の業務等の承継に関する実施計画を作成させ、この実施計画に関する事項を決定する経営委員会を設置することとその他の準備期間中の業務の特例等並びに移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有及び完全処分等の業務の特例等について定めております。

第五に、郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、以下機構と申し上げます、を平成十九年十月一日に設立することとし、その設立及び移行期間中の業務の特例等について定めております。

第六に、一般の商法会社として郵便貯金銀行及び郵便保険会社を日本郵政株式会社に設立させることとも、銀行法及び保険業法の特例等として、

郵便貯金銀行及び郵便保険会社がそれぞれ銀行業の免許及び生命保険業免許を平成十九年十月一日に受けたものとみなすことを定めるほか、預入限度額、保険金額等の限度額、業務範囲等について適正な競争関係等を確保するための必要な制限を加えるとともに、民営化に関する事項を定めなければならぬこと等について定めております。

第七に、公社の業務等の日本郵政株式会社等及び機構への承継に関する基本計画、その承継を円滑に行うための税制上の措置その他の所要の規定を設けております。

次に、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案及び郵便局株式会社法案についてであります。

いずれの法案も会社の目的、業務の範囲等について定めるものであります。まず、日本郵政株式会社につきましては、第一に、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、両社の經營管理を行うこと並びに両社の業務の支援を行うことを目的とすることを定めております。

第二に、政府は、常時、日本郵政株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有しないなければならないことを定めております。

第三に、日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が発行する株式を引き受けるとともに、両社の発行済株式の総数を保有していないなければならないこと、両社の經營の基本方針の策定及びその実施の確保並びに両社の株主としての権利の行使の業務を行なうほか、その目的を達成するためには必要な業務を行なうことができる

を定めております。

郵便事業株式会社につきましては、第一に、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的とすることを定めております。

第二に、郵便事業株式会社は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むほか、お年玉付郵便葉書等及び寄附金付郵便葉書等の発行の業務を営むことができるところとともに、これらは業務の遂行に支障のない範囲内で、これらの業務以外の業務を営むことができることを定めております。

郵便局株式会社につきましては、第一に、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とすることを定めております。

とともに、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、これらの業務以外の業務を営むことができるることを定めています。

第三に、郵便局株式会社は、郵便局の設置について、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならないことを定めています。

さらに、郵便事業株式会社に関し、第三種郵便物、第四種郵便物に係る業務等であつて一定の要件を満たす社会貢献業務に関する規定を、郵便局株式会社に関し、地域住民の生活の安定の確保のために必要であること等の要件を満たす地域貢献業務に関する規定を、それぞれ設けることとしております。また、これらの業務の実施のため、日本郵政株式会社に社会・地域貢献基金を設け、一兆円に達するまで積み立てなければならないこととするとともに、一兆円を超えて積み立てることができると、二兆円まで積み立て場合には、本郵政株式会社に社会・地域貢献基金を設け、一兆円までと同じルールで積み立てなければならないこと等を定めています。

この他、これら三会社に対する監督に関する規定その他の所要の規定を設けております。

次に、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案についてあります。

この法律案は、機構が、公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確實に履行し、もつて郵政民営化に資することを目的とするとのほか、機構の役職員、業務、財務、会計等について定めております。

最後に、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案についてであります。

この法律案は、郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法が施行されることに伴い、郵便貯金法、簡易生

命保険法、日本郵政公社法等十三の関係法律を廃止するほか、郵便法について郵便認証司の制度を設けるなど百六十の関係法律について規定の整備等を行なうとともに、所要の経過措置を定めるものであります。

これら六法案は、一部を除き、平成十九年十月一日から施行することとしております。なお、システム対応上の問題がある場合には民営化の実施時期を延期できるよう、所要の規定を設けております。

以上が郵政民営化法案等の六法案の趣旨でございます。(拍手)

○尾立源幸君(尾立源幸登壇、拍手)
〔尾立源幸君登壇、拍手〕

○議長(扇千景君)

ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。尾立源幸君。

ただいま議題になりました郵政民営化関連六法案について質問に入る前に、十月八日にパキスタン北東部において発生した大地震について、犠牲者と被災者の皆様方に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。とりわけ、この大地震で国際協力機構、JICAパキスタン事務所の植原覚さんと長男の輝さんがお亡くなりになつたことは悲しみに堪えません。また、十一日のパキスタン・アジア首相の記者会見によれば、死者数は二万三千人以上りますが、最終的には四万人を超すとの見方もあります。

この未曾有の大災害に対し、民主党は若林秀樹議員を派遣し、現地の情報収集、支援ニーズの調査などを進めています。政府も谷川秀善外務副大臣をパキスタンに派遣されておりますが、無償資金援助の実行に当たっては、財團法人日本国際協力システムなどの天下り法人を通すことなく、迅速かつ効率的な支援がなされることを期待します。

官報 (号外)

郵政民営化関連六法案については、まず参議院の存在意義について皆様と考えたいと思います。何のために参議院は存在するのでしょうか。参議院は多様な民意を反映させ、抑制と均衡の機能を果たすことが求められています。参議院は理を貫く立法府としての役割が期待されておりまです。参議院は権力よりも大所高所に立つた中長期的な審議に基づく権威を期待されています。参議院は行政を監視し、衆議院の動向をチェックする。参考の府としての機能が求められているのです。正にこの意義を踏まえ、この郵政民営化法案の審議を通じて良識の府参議院の存在意義を改めて示すときではないでしょうか。

さきの総選挙により、与党の皆さんには三分の二の議席数を上回る大勝利を收めました。敵ながらあつばれだと正直に思います。民主党としては、反省すべき点はしっかりと反省し、民主党にいただいた二千四百八十万票という票の重みを真摯に受け止め、前原新代表の下で新たなスタートを切つたところです。しかし、参議院では、その大勝した与党の皆様に元気がないと感じたのは私だけでしょうか。どうか元気を出してください。

我々は、二院制における独立した参議院であり、衆議院の動向に関係なく、純粹に国民生活の向上という観点からこの法案を審議しようではありませんか。

小泉総理は今回の選挙を通じて郵政民営化の信任を得られたとおっしゃいますが、果たして本当にそこまで言つていいのか、今でも疑問に思っています。仮に小選挙区で与党投票が郵政民営化賛成票なら、野党に投じられた郵政民営化反対票は賛成票より百万票多いのです。

そこで、まず伺いますが、何を根拠に選挙結果を通じて郵政民営化法案の中身まで含めて信任されたと判断するのでしょうか。自民党的マニフェストには、たった一行、「参議院において否決された民営化関連六法案を次期国会で成立させる。」

あるだけです。これでは、国民に対し政府案の中身を理解させたくないと思われても仕方がありません。竹中大臣にお聞きいたします。

郵政民営化は国民の賛成を仮に得たとしても、

郵政民営化の中身が不間にされたわけではありません。

総選挙の結果を受けてすぐに賛成に回るの

であれば、法案の中身を審議する参議院議員の責務を放棄することにはならないでしょうか。

正に今我々が問われているのは、この法案を慎重に審議することであり、必要に応じて修正を加え、そ

れができるれば院として同じ判断もあり得る

ことです。

我々は政党人であります、同時に国民から選

ばれた参議院の議員として、今こそこの法案の慎

重審議が求められているときではないかと思いま

す。どうか参議院議員の皆様方の真摯な議論を心

よりお願い申し上げ、更に幾つかの質問をさせて

いただきます。

冒頭申し上げたように、この参議院の審議で問

われているのは郵政改革であり、郵政民営化法案

の中身なのです。参議院での審議を通じて法案を

修正するつもりはあるのか、竹中大臣に伺いま

す。

次に、経営形態について伺います。

政府案は、政府が三分の一超保有する持株会社

と、持ち株会社が一〇〇%保有する郵便・窓口

ネットワーク会社、そしてそれらと株式持ち合

をする郵便貯金銀行、郵便保険会社です。言わば

実質国有の特殊会社と政府系金融機関ができるに

すぎず、民営化の名に全く値しないのではないで

しょうか。この際、郵便貯金銀行、郵便保険会社

が既存の民業を圧迫することをどうチェックす

るのか、竹中大臣に伺います。

政府案は、民間企業であつて民間企業でないと

思います。その典型的な例は、基金という、名前

を変えただけの二兆円もの補助金、地域・社会貢

献基金の存在です。公社でも投入していない二兆

円もの補助金がなぜ民間企業になると必要になる

のか、竹中大臣に明快な答弁をお願いします。

また、総理は、新会社を地域分割するかどうか

の判断については新会社の経営陣に丸投げしまし

た。総理はかつて、地域分割は絶対に必要であ

り、そうでなければ巨大な新会社が誕生すること

になり、公平な競争が妨げられるると主張していま

したが、法案策定に対して総理からそのような指

示はなかつたのか、あつたならなぜ盛り込まな

かったのか、改めて竹中大臣に伺います。

郵政民営化は世界の潮流であるかのごとく説明

をされていますが、全世界約三百前後の国と地域

がある中で、郵便事業を行つている国は

何か国あるのでしょうか。また、郵政民営化を日

本に押し付けているアメリカは世界一の郵便量を

誇ると思われますが、そのアメリカが郵便事業は

国責でやることを決めた理由は何だと思います

ますか、竹中大臣に伺います。

次に、民業圧迫とイコールフッティングについ

て伺います。

郵便貯金の残高は一九九〇年代にかけて急増し

ました。この要因としては、預け入れ限度額の引

上げ以上に、民間金融機関より有利な定額貯金の

存在、民間金融機関より有利な金利設定、民間金

融機関の経営不安があつたと考えられます。民主

党が資金量を縮小せよと主張するのは、民業圧迫

を解消するとともに、金利変動リスクを小さくす

ることも必要だと考えるからです。政府案では、

三百三十兆円の巨大資金量を持った郵便貯金銀

行、郵便保険会社が新規事業を行えるようにな

り、国の信用をバックにした巨大民間会社が既存

のマーケットを荒らしまくる構図が出現すると思

われます。このことに対する認識と、四つの新会

社が既存の民業を圧迫することをどうチェックす

るのか、竹中大臣に伺います。

政府案は、民間企業であつて民間企業でないと

思います。その典型的な例は、基金という、名前

を変えただけの二兆円もの補助金、地域・社会貢

献基金の存在です。公社でも投入していない二兆

円もの補助金がなぜ民間企業になると必要になる

のか、竹中大臣に明快な答弁をお願いします。

さらに、今申し上げた八政府系金融機関以外の

公的機関による政策金融、つまり、出資、直接貸

出し、債務保証、利子補給等、全体でどのぐらいあるのか、併せて伺います。

改革が進んだかどうかは借金が増えたかどうかが一番分かりやすい指標です。財務省が発表した本年六月末現在の国債及び借入金残高は七百九十六兆円で、四年前、平成十三年三月末の五百三十八兆円から何と借金が二百五十八兆円も増えました。在任期間で割れば、一日当たり一千六百億円、一時間六十七億円、こうやっている間にも一分一億円を上回る借金を垂れ流しているのです。

本年度の国の税収見込みは四十四兆円ですので、税収の十八倍の金額に当たり、国家財政は破産同然であります。

その意味において、財政再建とはおよそ関係のない郵政民営化が改革の本丸なのか、いまだに理解できません。この借金漬けの国家にした責任をどう取り、財政再建をどう果たすのか、谷垣大臣に最後にお伺いいたします。

私たち民主党は、前原代表を先頭に、まがいものでない眞の改革政党として国民の信頼を獲得し、近い将来必ず政権を担うことをお約束をいたします。どうか与党の皆様も、改革という言葉だけを念仏のように唱えるのではなく、お互いに切磋琢磨をして、本当に国民のためになる改革競争をやろうではありませんか。

その意味で、冒頭に申し上げましたように、参議院として、本当に国民の生活向上につながる郵政改革の中身になるよう、皆様方の真摯な審議をお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○國務大臣(竹中平蔵君) 尾立議員から質問は十問あつたと思います。

まず、このたびの総選挙の結果及び法案の修正についてお尋ねがございました。

郵政民営化関連法案は、さきの通常国会において衆参合わせて百九十時間を超える審議を行つたものでございます。この審議を通じて、法案の内容について国民の理解は十分深まつたものと考えております。

そして、郵政民営化の是非が問われたさきの総選挙において、自民党及び公明党は、郵政民営化関連六法案を次期国会で成立させる旨をマニフェストに掲げ、小泉総理を始め与党の候補者は、同法案の内容についてしっかりと有権者に御説明をして選挙戦を戦つたものと承知をしております。

その結果、自民党、公明党合わせて目標の過半数を大きく超える議席を獲得することができたものでございまして、私たちがその意義を訴えてきた法案について多くの国民の信任をいただいたものと考えております。

また、今国会に提出した法案は、さきの通常国会における衆議院修正を反映するとともに、実施時期を半年延期するほかは骨格を変更することなく再度御提出申し上げているものであり、郵政事業を改革する最善の策と考えております。さきの総選挙において多くの国民の信任をいただいたところでもあります。これを修正する必要はないと考えております。

地域分割については、経済財政諮問会議における種々の議論を踏まえまして、郵政民営化の基本方針におきまして、窓口ネットワーク会社、郵便貯金会社及び郵便保険会社を地域分割するか否かについては、新会社の経営陣の判断にゆだねることとするとされておりまして、これに基づいて制度設計を行つたものでございます。

なお、規模の問題について特に懸念が示されたのは郵貯、簡保でございますけれども、後ほど詳しく述べますように、公正な競争を妨げないような様々な制度設計に工夫を凝らしているところでございます。

さらに、移行期間終了後、地域分割をするかどうかは、基本方針にもありますとおり、新会社の経営陣の判断にゆだねるべきところでありまして、制度設計において将来の経営の自由度を縛るべきではないというふうに考えております。

諸外国の郵便事業の民営化の状況についてお尋ねがございました。

郵便事業の民営化を行つている国の数であります。一方で、貯金と保険の金融二社については、日本郵政株式会社の下に一〇〇%子会社として位置付けられる一方で、貯金と保険の金融二社については、日本郵政株式会社が保有する株式を移行期間中に完全処分し、民有民営を実現することとしておりま

す。

また、アメリカにおいて郵便事業を国の責任で行うことを決めた理由についてでございますけれども、一昨年、USPSに関する大統領委員会が取りまとめた報告書におきまして、USPSは世界最大量の郵便物を取り扱つており、その民営化は市場を混乱させるおそれがあること等から民営化を行わないこととされたものと承知をしております。しかしながら、アメリカのUSPSは、既に一九六六年に郵便貯金事業を完全廃止しており、巨額の資金規模を有する郵貯、簡保を併せ営んでいる日本郵政公社とは大いに事情を異にするところでございます。

また、我が国では民営化後の郵便事業会社が経済成長著しいアジア市場の中で広く国内外の物流事業に進出していくことが十分期待されるのであります。に対して、アメリカではそうした点が国策上余り重要でなかったという点も重要な背景であつたというふうに推察しております。

また、我が国では民営化された新会社による民業圧迫の懸念についてお尋ねがございました。

民営化された新会社による民業圧迫の懸念についてお尋ねがございました。

貯金と保険の金融二社については、まず民営化に当たり、郵貯、簡保の資金を新旧分離いたしました。当初、資金規模の大宗を占めるいわゆる旧契約分は国債等の安全資産に運用することとしており、政府保証付きで集めた巨額の資金をもつて貸付け等の新規業務に進出していくということはありません。また、新規業務が認められるいわゆる新勘定につきましても、市場経済の中で適正規模に收れんしていくものというふうに考えられます。

さらに、金融二社は、これは一般商法会社として設立して、全株処分によって国の信用、関与を断ち切る、株式処分等国の関与の度合いの低減に応じて、民営化委員会の意見を聴取の上、段階的に規制緩和をしていくという仕組みにしております。

また、郵便事業会社及び郵便会社につきましては、移行期間中には同種の業務を営む事業者の利益

官 報 (号外)

を不當に害することのないよう配慮する義務を法律上課しております。民業圧迫とならないよう制度設計をしているところでございます。

社会・地域貢献基金についてお尋ねがございました。

社会・地域貢献基金は、日本郵政公社がこれまで第三種、第四種郵便や過疎地の金融サービスの提供など公共的な役割を果たしてきたこと等を踏まえ、民営化後においても、これら社会・地域にとってその実施が真に必要なサービスを確実かつ安定的に提供することを可能とするため、日本郵政株式会社に設置をするものでございます。

この基金は、持ち株会社が保有する株式の売却益、配当収入などの自己資金を活用するものであり、補助金には頼らないものであります。また、その積立てにつきましても、持ち株会社の株主たる国に入るべき配当収入を確保しつつ行うということでありまして、優れた制度設計であると考えております。補助金であるとの御指摘は当たらないものと考えております。ちなみに、民主党の案にも同様の構想が含まれております。

社会・地域貢献基金のスキームと郵便局の経営についてお尋ねがございました。

社会・地域貢献基金について、単に個々の郵便局の経営が赤字であるからといって資金交付の対象となるものではございません。また、地域貢献業務の実施に要する具体的な費用の算定は、主務大臣が地域貢献業務計画の認可を行った際にチェックすることによりまして、その適正性を担保することとしております。

この認可に当たっては、例えば、同規模の郵便局における平均的な費用の水準でありますとか、費用低減のための経営努力の状況を勘案することなどによりまして、基金からの資金交付が経営効率化のインセンティブを阻害することのないよう配慮することになると考えております。

GDPの今後の見込みが実現可能かどうかといふお尋ねがございました。

名目GDPはピークの二〇〇〇年度から二〇〇四年度にかけて八兆円程度減少しておりますが、第三種、第四種郵便や過疎地の金融サービスの提供など公共的な役割を果たしてきたこと等を踏まえ、民営化後においても、これら社会・地域にとってその実施が真に必要なサービスを確実かつ安定的に提供することを可能とするため、日本郵政株式会社に設置をするものでございます。

この基金は、持ち株会社が保有する株式の売却益、配当収入などの自己資金を活用するものであり、補助金には頼らないものであります。また、その積立てにつきましても、持ち株会社の株主たる国に入るべき配当収入を確保しつつ行うということでありまして、優れた制度設計であると考えております。補助金であるとの御指摘は当たらないものと考えております。ちなみに、民主党の案にも同様の構想が含まれております。

社会・地域貢献基金のスキームと郵便局の経営についてお尋ねがございました。

社会・地域貢献基金について、単に個々の郵便局の経営が赤字であるからといって資金交付の対象となるものではございません。また、地域貢献業務の実施に要する具体的な費用の算定は、主務大臣が地域貢献業務計画の認可を行った際にチェックすることによりまして、その適正性を担保することとしております。

この認可に当たっては、例えば、同規模の郵便局における平均的な費用の水準でありますとか、費用低減のための経営努力の状況を勘案することなどによりまして、基金からの資金交付が経営効率化のインセンティブを阻害することのないよう配慮することになると考えております。

GDPの今後の見込みが実現可能かどうかといふお尋ねがございました。

内閣では一貫して構造改革を行い、不良債権の処理に成功するとともに景気回復も実現するなど、着実に成果を上げております。今年度の前半の実質GDPは、先進工業国の中でも高い部類に入ります。デフレも収束に向かいつつあります。名目GDPも、二〇〇二年度のボトムからは、本年度にかけては十四兆円程度の増加となる見通しでございます。

御指摘の十年間でGDPが一・四倍から一・五倍になるという見込みは「改革と展望参考試算や日本二十一世紀ビジョンの試算を参考にしたものでございますけれども、これらの試算は各般の政策努力を前提として計算モデルを用いて客観的に行つたものでございまして、この試算結果は今後とも政策努力を継続していくば十分に実現可能なものであるというふうに考えております。

最後になりますが、八政府系金融機関以外の政策金融についてお尋ねがございました。

政策金融八機関以外の特殊法人等の融資事業につきましては、百六十三の特殊法人及び認可法人を対象に、平成十三年十二月に閣議決定しました特種法人等整理合理化計画におきまして大幅な整理合理化が図られ、本計画に基づき改革が実施されているものと承知をしております。

なお、同計画で残された課題として、経済財政諮問会議において検討することとされた政策金融八機関につきましては、本年十一月を日程に、この諸問会議においてあるべき姿の実現に関する基本方針を策定することとしております。

また、八機関以外の政策金融の規模については承知をしておりませんが、いずれにせよ、残され

全力で取り組むことが我々の責務であるというふうに考へているところでございます。(拍手)

○國務大臣(谷垣禎一君) 尾立議員にお答えいた

〔國務大臣谷垣禎一君登壇、拍手〕

うであります。

まず、国債、財投債の発行抑制についてのお見

ねがございました。

まず、国債、財投債の発行抑制についてのお見

ねがございました。

小泉内閣発足以来、財政規律を堅持するという方針の下で、重立つた歳出項目について歳出の抑制を行いまして、公共事業費を約四割削減するなど、既に十兆円に上の歳出改革を断行したところ

でございます。しかしながら、平成十七年度末の

公債残高が五百三十八兆円程度に達するなど、我が国財政は引き続き極めて厳しい状況にございま

す。

こうした中、財政構造改革を強力に推進するた

め、平成十八年度予算におきましては、十七年度に引き続き一般歳出を減額するとともに、新規国债発行額について十七年度を上回る規模で減額す

るとの方針の下、あらゆる歳出分野を聖域なく見

直し、歳出の抑制に取り組んでまいりたいと考

えています。

なお、財政投融资につきましては、平成十三年

度の財投改革以降、真に必要な額のみ財投債を發行して調達することいたしまして、対象事業の見直しを強力に行つてまいりました。この結果、

平成十七年度の財投計画の規模は、ピーク時、これは平成八年度でございますが、その四十・五兆円の約四割の十七・二兆円となつており、既に相

当程度の縮減を図っております。

今後の財投編成に当たりましても、真に必要な

資金需要には的確に対応しつつ、事業の重点化、効率化を推進してまいり所存でございます。

次に、債務残高累増の責任及び財政再建につい

てのお尋ねがございました。

近年の債務残高累増の主たる原因是、高齢化の

本格的な推進によります社会保障関係費の増加

や、経済情勢の深刻な悪化等による税収の低迷などであると考えております。

他方で、小泉内閣におきましては、発足以来、財政規律を堅持するという方針の下、重立つた歳出項目について歳出の抑制を行い、公共事業費を先ほど申し上げましたように約四割削減する、そして十兆円に上の歳出改革を断行いたしました。

こうした結果、国及び地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比が平成十四年度の五・五%から平成十七年度には四・〇%に改善する見込みであり、また平成十七年度予算において新規国債発行額を四年ぶりに減額するなどの成果を上げてきております。

政府としては、まずは二〇一〇年代初頭における国、地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指して、医療制度改革を始めとした社会保障制度改革や三位一体の改革、公務員人件費の削減など、様々な分野の改革に聖域なく取り組むなど、既に十兆円に上の歳出改革を断行したところ

でございます。しかしながら、平成十七年度末の

公債残高が五百三十八兆円程度に達するなど、我

が国財政は引き続き極めて厳しい状況にございま

す。

こうした中、財政構造改革を強力に推進するた

め、平成十八年度予算におきましては、十七年度に引き続き一般歳出を減額するとともに、新規国债発行額について十七年度を上回る規模で減額す

るとの方針の下、あらゆる歳出分野を聖域なく見

直し、歳出の抑制に取り組んでまいりたいと考

えています。

なお、財政投融资につきましては、平成十三年

度の財投改革以降、真に必要な額のみ財投債を發行して調達することいたしまして、対象事業の見直しを強力に行つてまいりました。この結果、

平成十七年度の財投計画の規模は、ピーク時、これは平成八年度でございますが、その四十・五兆円の約四割の十七・二兆円となつており、既に相

当程度の縮減を図っております。

今後の財投編成に当たりましても、真に必要な

資金需要には的確に対応しつつ、事業の重点化、効率化を推進してまいり所存でございます。

次に、債務残高累増の責任及び財政再建につい

てのお尋ねがございました。

近年の債務残高累増の主たる原因是、高齢化の

本格的な推進によります社会保障関係費の増加

や、経済情勢の深刻な悪化等による税収の低迷などであると考えております。

他方で、小泉内閣におきましては、発足以来、財政規律を堅持するという方針の下、重立つた歳

出項目について歳出の抑制を行い、公共事業費を

先ほど申し上げましたように約四割削減する、そ

して十兆円に上の歳出改革を断行いたしました。

こうした結果、国及び地方の基礎的財政収支赤

字の対GDP比が平成十四年度の五・五%から平成十七年度には四・〇%に改善する見込みであり、また平成十七年度予算において新規国債発行額を四年ぶりに減額するなどの成果を上げてきております。

政府としては、まずは二〇一〇年代初頭における国、地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指して、医療制度改革を始めとした社会保障制度改革や三位一体の改革、公務員人件費の削減など、既に十兆円に上の歳出改革を断行いたしました。

こうした結果、国及び地方の基礎

議長の報告事項

佐藤	清彦君	昭男君	小泉	遠山	松	山谷えり子君	遠山	清彦君	昭男君
溝手									
泉									
松村									
保坂									
市川									
三浦									
金田									
泰三君									
顕正君									
龍二君									
三藏君									
勝年君									
一水君									
岸	宏一君	郁夫君	龜井	郁夫君	松	あきら君	遠山	清彦君	昭男君
山下	栄一君	榮一君	加藤	修一君	山谷えり子君	遠山	清彦君	昭男君	遠山
魚住裕	一郎君	一郎君	弘友	和夫君	松	あきら君	遠山	清彦君	昭男君
浅野	勝人君	勝人君	佐藤	清彦君	小泉	昭男君	遠山	清彦君	昭男君
浜四津敏子君			溝手						
白浜	一良君	一良君	泉						
木庭健太郎君			松村						
太田	豊秋君	豊秋君	保坂						
南野知恵子君			市川						
福島啓史郎君			三浦						
福島啓史郎君			金田						
中村	愛知	愛知	泰三君						
西島	小泉	顯雄君	顕正君						
小池	藤野	治郎君	龍二君						
岸	吉田	博彦君	三藏君						
	岩城	英利君	勝年君						
	中島	正勝君	一水君						
	有村	治子君	光英君						
	加納	時男君	啓雄君						
	市川	一朗君	博美君						
	三浦	公孝君	信夫君						
	金田	一水君							

西田	吉宏君	中原	爽君	景山俊太郎君	吉村剛太郎君	岩井	國臣君	大仁田	厚君	小林	溫君	河合	常則君	中川	義雄君	松山	政司君	野村	哲郎君	中川	イツセイ君	北川	二之湯	智君	中川	雅治君	段本	幸男君	藤井	基之君	西銘順志郎君	段本	幸男君	魚住	汎英君	草川	小野	清子君	昭三君	常田	仁君	木村	孝男君	狩野	安君	渡辺	高野	博師君	柏村	福島みづほ君	山口	那津男君	山本	香苗君	田	英夫君
----	-----	----	----	--------	--------	----	-----	-----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-------	----	-----	----	----	-----	----	-----	----	-----	--------	----	-----	----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	-----	----	----	----	----	-----	----	--------	----	------	----	-----	---	-----

國務大臣	廣野ただし君	佐藤 雄平君	大塚 耕平君
内藤	和田ひろ子君	小林 元君	櫻井 充君
直嶋	伊藤 基隆君	和田ひろ子君	正光君
西岡	田名部匡省君	伊藤 基隆君	佐藤 雄平君
千葉	西岡 武夫君	田名部匡省君	廣野ただし君
大石	西岡 武夫君	和田ひろ子君	内藤
蓮	蓮舫君	伊藤 基隆君	直嶋
広田	一君	和田ひろ子君	西岡
島田智哉子君	伊藤 基隆君	伊藤 基隆君	千葉
尾立	源幸君	田名部匡省君	大石
津田弥太郎君	西岡 武夫君	西岡 武夫君	蓮
水岡 俊一君	西岡 武夫君	伊藤 基隆君	広田
紙 智子君	西岡 武夫君	和田ひろ子君	島田智哉子君
岩本 司君	西岡 武夫君	伊藤 基隆君	尾立
下田 敦子君	西岡 武夫君	和田ひろ子君	津田弥太郎君
大門実紀史君	西岡 武夫君	伊藤 基隆君	水岡 俊一君
浅尾慶一郎君	西岡 武夫君	和田ひろ子君	紙 智子君
羽田雄一郎君	西岡 武夫君	伊藤 基隆君	岩本 司君
神本美恵子君	西岡 武夫君	和田ひろ子君	下田 敦子君
小池 晃君	西岡 武夫君	伊藤 基隆君	大門実紀史君
樺葉賀津也君	西岡 武夫君	和田ひろ子君	浅尾慶一郎君
小川勝也君	西岡 武夫君	伊藤 基隆君	羽田雄一郎君
市田 忠義君	西岡 武夫君	和田ひろ子君	神本美恵子君
北澤 俊美君	西岡 武夫君	伊藤 基隆君	小池 晃君
岡崎トミ子君	西岡 武夫君	和田ひろ子君	樺葉賀津也君
柳田 稔君	西岡 武夫君	伊藤 基隆君	小川勝也君
江田 五月君	西岡 武夫君	和田ひろ子君	市田 忠義君
工藤堅太郎君	西岡 武夫君	伊藤 基隆君	北澤 俊美君

副大臣	内閣府副大臣	西川 公也君	細田 博之君	竹中 平藏君	國務大臣 (内閣官房長官)	國務大臣 (内閣府特命 担当大臣) 政策策定	國務大臣 (内閣官房長官)	國務大臣 (内閣官房長官)
総務委員	総務委員	辞任	補欠	下田 敦子君	那谷屋正義君	厚生労働委員	予算委員	経済産業委員
行政監視委員	決算委員	前田 武志君	近藤 正道君	小池 晃君	西田 寒仁君	水岡 俊一君	松下 新平君	加藤 敏幸君
辞任	辞任	足立 信也君	足立 信也君	西田 実仁君	福島とも子君	仁比 聰平君	辻 泰弘君	家西 悟君
足立 信也君	浮島とも子君	福島みづほ君	蓮 加藤 敏幸君	福島みづほ君	西田 実仁君	西田 実仁君	西田 実仁君	西田 実仁君
福島みづほ君			補欠					

昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

小池

晃君

紙 智子君

補欠

農林水産委員

辞任

小池

晃君

紙 智子君

補欠

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会

辞任

鈴木 寛君

紙 岩本 司君

補欠

同日議員会において選任した理事は次のとおりである。

環境委員会

辞任

智子君

紙 小池 晃君

補欠

同日衆議院において選任した理事は次のとおりである。

郵政民営化委員会

辞任

柳田 稔君

紙 齋藤勁君の補欠

補欠

同日衆議院において選任した理事は次のとおりである。

郵便事業株式会社法案(閣法第三号)

辞任

鈴木 伸一君

紙 加藤修一君の補欠

補欠

郵便局株式会社法案(閣法第四号)

辞任

谷崎トミ子君

紙 谷博之君の補欠

補欠

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

辞任

理事 加藤修一君

紙 加藤修一君の補欠

補欠

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等

辞任

理事 加藤修一君

紙 加藤修一君の補欠

補欠

郵政改革法案(松本剛明君外七名提出)

辞任

参議院議員近藤正道君

紙 弁護士のクリアランス制度に関する質問に対する答弁書

補欠

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の質問については、検討する必

要があり、これに日時を要するため、明示する期

限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍の施設及び区域で働く駐留軍労働者のアスベスト被害に

関する質問(第六号)(答弁することができる期

限 十月十七日)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を別紙のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は

頭書とのおり決定した旨の通知書を受領した。

(別紙) 裁判官弾劾裁判所裁判員
同日議長は、パキスタン・イスラム共和国において八日発生した地震による被害に対し、ムハンマドミアーン・スマード同國上院議長宛、見舞電報を発送した。

同日議長は、同地震によるインド北部の被害に対し、バイロン・シン・シェカーワット同國連邦議会

ドミアーン・スマード同國上院議長宛、見舞電報を発送した。

同日議長は、バキستان・イスラム共和国において八日発生した地震による被害に対し、ムハンマ

ドミアーン・スマード同國上院議長宛、見舞電報を発送した。

同 予備員

第一 岸田 文雄君

第二 谷畠 孝君

第三 細川 律夫君

第四 渡辺 具能君

第五 太田 昭宏君

河村たかし君
西村 真悟君
江田 康幸君

報道等によると、「横田飛行場の航空自衛隊との共用」「米陸軍第一軍団司令部(米ワシントン州)のキャンプ座間への移転」「普天間飛行場の辺野古への移設見直し」が明記され、新たな移設先はキャンプ・シユワップとされる。そこで、在日米軍再編協議の中間報告及び沖縄県の在沖米軍再編に関し、以下質問する。

一本年十月中を日途とする在日米軍再編協議に関する中間報告は、予定どおりに十月中旬に行えるのかどうか。

二 報道では、日米安全保障協議委員会(2プラ

ス2)の開催もなく、また、中間報告の作成の必要もなく、本年十月中旬のラムズフェルド国防長官の訪日、さらに十一月韓国で開催されるアジア太平洋経済協力会議に出席するブツシユ大統領の訪日があわせ「大筋をまとめるとのシナリオも描かれているようだが、そのような動きが実際にあるのか。

三 在日米軍再編協議に関する中間報告の最大の焦点は、普天間飛行場の辺野古への移設見直しだとされており、日米両政府は「辺野古見直し」の方針を中間報告に含めることを確認したとされるが、中間報告において辺野古移設見直しが明記されるのか。

四 報道によると、普天間飛行場の新たな代替施設は、現行の建設計画を縮小した「辺野古沖縮小案」、キャンプ・シユワップ海岸を一部埋め立てて「キャンプ・シユワップ沿岸部案」、キャンプ・シユワップの演習場内の「キャンプ・シユワップ・シユワップ」があるとされる。これら三案について具体的な工期、規模、予算等詳細な内容を明らかにされたい。

五 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

六 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

七 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

八 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

九 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

十 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

十一 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

十二 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

十三 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

十四 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

十五 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

十六 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

十七 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

十八 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

十九 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米軍の「抑止力」とは具体的に何を指すのか。

二十 日本政府は、在沖米軍の再編問題に関して、
「抑止力」ということばを当初に比べ、明らかに

多用している。在沖米

どのような数値的な根拠によりどのような見解を持つのか、示されたい。

右質問する。

平成十七年十月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍再編協議に関する質問に対する答弁書

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍再編協議に関する質問に対する答弁書を送付する。

在沖米陸軍複合射撃訓練場の移設に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十七年九月二十八日

糸数 慶子

参議院議長 扇 千景殿

質問主意書

在沖米陸軍複合射撃訓練場の移設に関する質問

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍再編協議に関する質問に対する答弁書

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍再編協議に関する質問に対する答弁書を送付する。

一及び二について

我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「在日米軍」という。）の兵力構成の見直しに関するアメリカ合衆国との協議については、今後とも、集中的に議論を行い、可能な限り速やかに具体的な成果を出していきたいと考えている

が、公表の時期、形式及び内容について、決定は行われておらず、申し上げられる段階には三及び四について

在日米軍の兵力構成の見直しに関するアメリカ合衆国側との協議においては、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄等地元の負担の軽減を図るとの観点から協議を進めてきているが、個別の施設及び区域についていかなる決定も行われておらず、当該協議の内容について申し上げられる段階にはない。

五について
御質問の「数値的な根拠」の趣旨が必ずしも明らかでないが、そもそも抑止力とは、侵略を行えば耐え難い損害を被ることを明白に認識されることにより、侵略を思いとどまらせるという機能を果たすものである。

五 移設先の既存レンジにおいては、レンジ4の射撃訓練場や訓練塔等の訓練機能を統合・整備

して移設することで合意しているが、移設後の都市型戦闘訓練の全体像を明らかにされたい。

六 移設工期及び施設の使用開始予定を明らかにされたい。

七 移設にかかる費用は、環境影響評価を含め約十億円と試算され、日本政府が負担するとしている。この場合、代替施設の完成後は明らかにされるわけであり、付近住民の安全性の面からも当然撤去等を行うべきものと考えられる。日米両政府間では、代替施設完成後のレンジ4の取り扱いについて協議されているのか。

八 レンジ4の施設使用は、代替施設の使用が開始となるまで、これまでどおり使用するのか。

右質問する。

平成十七年十月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員糸数慶子君提出在沖米陸軍複合射撃訓練場の移設に関する質問に対する答弁書

参議院議員糸数慶子君提出在沖米陸軍複合射撃訓練場の移設に関する質問に対する答弁書を送付する。

四について

代替施設については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び沖縄県環境影響評価条例（平成十二年条例第七十七号）に規定されて

いる対象事業には該当しないことから、法令等に基づく環境影響評価の必要性はないが、環境に配慮することは当然であるとの考え方から、代替施設の建設場所における環境の把握に努め、建設に際しては環境の保全に努めてまいる所存である。

五について
アメリカ合衆国側によれば、レンジ4の複合

同委員会において、キャンプ・ハンセン内のレンジ16という射撃場（以下「レンジ16」という。）に近接する場所に日本政府の予算で代替施設を建設し、そこへ本件訓練の実施場所を移転させることで合意した。具体的には、レンジ16に近接する既存の射撃場を移転先として日米間で基本的に一致している。

二及び三について
お尋ねの移転先の射撃場（以下「移転先射撃場」という。）は、レンジ16の北東側に近接する位置にある。また、移転先射撃場に係る面積等の規模、建物等の施設内容及び訓練内容については、米軍の運用にかかわる事柄であるので、お答えを差し控えたい。

本年九月十五日に外務省及び防衛施設庁が公表した「米軍キャンプ・ハンセンの米陸軍複合射撃訓練場の移設地について」（以下「公表資料」という。）で示した移転先射撃場の位置から、沖縄自動車道までの距離はおよそ六百メートル、金武町役場周辺の民間地域までの距離はキャンプ・ハンセンの営舎地区を挟んでおよそ二キロメートルである。また、移転先射撃場とレンジ4との位置関係については、公表資料において示している。

平成十七年十月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員糸数慶子君提出在沖米陸軍複合射撃訓練場の移設に関する質問に対する答弁書

参議院議員糸数慶子君提出在沖米陸軍複合射撃訓練場の移設に関する質問に対する答弁書を送付する。

四について

代替施設については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び沖縄県環境影響評価

条例（平成十二年条例第七十七号）に規定されて

いる対象事業には該当しないことから、法令等に基づく環境影響評価の必要性はないが、環境に配慮することは当然であるとの考え方から、代替施設の建設場所における環境の把握に努め、建設に際しては環境の保全に努めてまいる所存である。

五について
アメリカ合衆国側によれば、レンジ4の複合

平成十七年九月二十八日

参議院議長 扇 千景殿 喜納 昌吉

の敵に対処するための小型武器による射撃訓練を、突破訓練施設では建物内への強行突破訓練を、屋外射場では小型武器による射撃訓練を、訓練塔ではロープを使用しての懸垂下降訓練及び射撃用建物の標的に対する射撃訓練を実施することである。レンジ16に近接する既存の射撃場に建設される代替施設においても、これらの訓練が行われると承知している。

六について

代替施設の建設の工期については、現時点では、代替施設建設に係る調査の着手から完成までの期間はおよそ二年半を見込んでいるところであるが、今後、調査及び設計を実施した上で決定されるものである。

また、代替施設については、完成後、米軍により使用が開始されることとなる。

七について

アメリカ合衆国側によれば、レンジ16に近接する既存の射撃場に本件訓練の実施場所が移転された後のレンジ4においては、複合射撃訓練場の施設を使用した実弾射撃訓練は実施しないとのことである。また、代替施設完成後のレンジ4の複合射撃訓練場の施設の扱いについては、現時点においては何ら決定されていないと承知している。なお、同施設の取扱いについては、アメリカ合衆国側と引き続き話し合つて八について

代替施設が完成し、使用可能となるまでは、米軍がレンジ4で必要最小限の本件訓練を実施する必要があると認識している。

国際連合安全保障理事会常任理事国入りを目指した外交政策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十七年十月二十六日

参議院本会議での所信表明演説で靖国神社参拝問題に触れながら、偏狭なナショナリズムを煽る靖国神社参拝をやめて、アジア外交を立て直す意思があるのか、内閣総理大臣の見解を示されたい。

日本政府は、インド、ブラジル、ドイツとともに国際連合(以下「国連」という)安全保障理事会常任理事国入りを目指して第五十九回国連総会に臨んだ。しかし、総会開会前に、安全保障理事会で拒否権を持つ米中両国などの反対により日本・

インド・ブラジル・ドイツ四か国が提案した改革案は成立が困難となり、結局、九月十三日の総会閉会に伴い、この案は廃案となつた。そのため、常任理事国入りは実現できなかつた。

そこで、以下質問する。

平成十七年十月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議員喜納昌吉君提出国際連合安全保障理事会常任理事国入りを目指した外交政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出国際連合安全保障理事会常任理事国入りを目指した外交政策に関する質問に対する答弁書

一について

本年度の大天使会議は、五月十六日から十八日まで、すべての地域の特命全権大使を集めて開催され、国際連合(以下「国連」という)の改革に関する問題のみならず、海外における日本企業支援、広報文化、領事分野等、多岐にわたる問題について議論を行つた。今回の大天使会議に出席する特命全権大使の帰国のための旅費及び会議開催に必要な諸経費は、計約一億八百万円であった。なお、今回的大天使会議は、毎年度地域ごとに分けて開催されているものを一度に開催したものであり、このために追加的な費用を要したわけではない。我が国の国連の安全保障理事会(以下「安保理」という)常任理事国入りのための外交活動に要した費用については、一般的に、外交活動は多くの目的をもつて行われるものであり、安保理常任理事国入りのための外交活動を正確に特定できないことから、その具体的な金額をお示しすることは困難である。

二について

政府としては、従来、我が国の安保理常任理事国入りに向けた外交努力を重ねてきており、過去一年間は、インド、ドイツ連邦共和国、ブラジル連邦共和国等とともに安保理改革を先導してきた。本年九月に終了した国連第五十九回国連においては、我が国がこれらの諸国と共同して安保理改革に関する決議案を上程したこと

が契機となり、アフリカ連合の加盟国及び「コンセンサスのための結集」への参加国からもそれがぞれ決議案が上程されるなど、我が国の外交努力は、国際社会において、安保理改革の機運をかつてないほど高めた。

本年九月に開催された国連首脳会合で採択された成果文書においては、安保理改革について、「早期の安保理改革を、国連を改革するための全般的な努力における不可欠の要素として支持すること」「このための決定を達成するため努力を継続すること」「総会に対して改革に関する進捗状況を本年末までにレビューするよう要請すること」等が言及されており、改革への機運は維持されている。

以上のことから、政府としては、安保理常任理事国入りを目指した外交政策が失敗したとはとらえておらず、今後とも同じ考え方を持つ各国の理解と協力を得ながら、安保理改革等を通じた国連の強化に取り組む考えである。

三について

政府としては、中華人民共和国や大韓民国を始めとするアジア諸国と、手を携えてアジア地域の平和と繁栄を実現していくため、引き続き、これらの国々との間で、個別の問題が関係全体の発展の支障にならないよう、幅広い分野における協力の強化を通じて、相互理解と信頼

に基づいた未来志向の関係を構築していく考え方である。したがって、アジア外交が行き詰まっているとは考えていない。

政府は、国立の無宗教の追悼・平和祈念施設について、追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会の報告書を踏まえ、検討しているところである。

アメリカ海兵隊普天間航空基地の代替基地建設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年九月二十八日

嘉納 昌吉

参議院議長 扇 千景殿

アメリカ海兵隊普天間航空基地の代替基地建設に関する質問主意書

二〇〇五年九月二十三日のワシントン発共同通信記事によると、アメリカ国防総省当局者はこのほど、アメリカ海兵隊普天間航空基地の代替基地を、沖縄県名護市辺野古海岸のイノー（珊瑚礁湖）内の浅瀬を埋め立てて建設する案を、最優先で検討すべきだとの立場を明らかにした。

については、以下質問する。

一 政府は、以上のようなアメリカ政府当局者の表明に対し、どう回答するのか。政府はまた、日本の珊瑚礁の海を埋め立てて建設業者などに認める意思があるのか。

二 瑞瑚礁埋め立て案など数種類の代替基地建設案が出ているが、その多くは建設業者などによる利権あさりの狙いが濃厚である。沖縄県民の願いは、代替基地建設なしの普天間基地の宜野湾市への返還である。海兵隊の沖縄常駐は不必要というのが、軍事専門家らのほぼ一致した意見である。政府は、なぜ海兵隊の沖縄常駐の

必要性についての根本的疑問をアメリカ政府に對し呈さないのか。

政府は、国立の無宗教の追悼・平和祈念施設について、追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会の報告書を踏まえ、検討しているところである。

三 普天間基地返還問題は、一に沖縄県民世論に立つて、政府が政策を定め、それに従つてアメリカ政府に代替基地建設なしの普天間基地全面返還を求めるべきである。なぜ政府は、沖縄県民の利益に沿つて政策を定め、これに基づいてアメリカ政府に普天間基地の無条件返還を要求しないのか。いたずらに米軍戦略・米軍利権に従つて代替基地建設を認めるとすれば、政府は行政責任を回避したことになる。この点をどう捉えるのか示されたい。

四 国庫は超巨額の赤字に苛まれている。普天間基地代替基地建設は、他の多くの「公共事業」同様に、無用の「利権金食い虫」である。財政赤字削減の視点からも代替基地建設案は葬り去るべきだと考えるが、この点でも政府の考えを示されたい。

右質問する。

平成十七年十月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員嘉納昌吉君提出アメリカ海兵隊普天間航空基地の代替基地建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一 参議院議員嘉納昌吉君提出アメリカ海兵隊普天間航空基地の代替基地建設に関する質問に対する答弁書

二 我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「在日米軍」という。）の兵力構成の見直しに関する協定（以下「本協定」という。）として「インドネシア政府に対して本年一月十九日に百四十六億円を支払った」とある。しかし、支払手段（銀行口座への振込等）や資金管理手段、個別案件への支出手続などは明らかにされていない。

1 この百四十六億円（以下「本資金」という。）は、どのような支払手段をもつてインドネシア政府に支払われたのか、口座の名義等も含めて具体的に明らかにされたい。

定も行われておらず、当該協議の内容について申し上げられる段階はない。

御指摘の沖縄に駐留する海兵隊については、高い機動力、即応性等を通じ、在日米軍の重要な一翼を担つており、我が国及び極東の平和と安全の維持に寄与していると認識している。

スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年九月二十九日

白 真鶴

参議院議長 扇 千景殿

スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問主意書

私は、平成十七年七月二十九日に「スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問主意書」を提出し、八月九日にこれに対する政府の答弁書を受領した。

この政府の答弁書に関連する事項について、以下とおり改めて質問する。

一 答弁書によると、スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力（以下「本無償資金協力」という。）として「インドネシア政府に対し、本年一月十九日に百四十六億円を支払った」とある。しかし、支払手段（銀行口座への振込等）や資金管理手段、個別案件への支出手続などは明らかにされていない。

2 本資金の管理及び個別の案件に対する支出手続はどのようになつているのか。手続に当たつての実質的な決済権限者はだれであるのかも併せて示されたい。

3 答弁書によると、本資金の「そのほぼ全額について使途が確定している」とある一方で、実際にには六月三十日現在約九十九・七パーセントもの残高があることが示されている。

4 既に支払済みの案件について、調達品目、契約相手先、契約金額、契約日を案件ごとに詳細に示されたい。

5 使途が確定している金額（既に支払済みのものを除く。）の具体的な使途について、調達品目、契約相手先、契約金額、契約日を案件ごとに詳細に示されたい。

6 本無償資金協力に関する金額（既に支払済みのものを除く。）の具体的な使途について、調達品目、契約相手先、契約金額、契約日を案件ごとに詳細に示されたい。

7 既に支払済みの案件について、調達品目、契約相手先、契約金額、契約日を案件ごとに詳細に示されたい。

8 既に支払済みの案件について、調達品目、契約相手先、契約金額、契約日を案件ごとに詳細に示されたい。

9 既に支払済みの案件について、調達品目、契約相手先、契約金額、契約日を案件ごとに詳細に示されたい。

10 既に支払済みの案件について、調達品目、契約相手先、契約金額、契約日を案件ごとに詳細に示されたい。

11 既に支払済みの案件について、調達品目、契約相手先、契約金額、契約日を案件ごとに詳細に示されたい。

12 既に支払済みの案件について、調達品目、契約相手先、契約金額、契約日を案件ごとに詳細に示されたい。

三 急開発調査（以下「本調査」という。）について質問する。

1 答弁書によると、本無償資金協力に、JICAは「直接には関係していない」という。

2 本来であれば、「本無償資金協力によって供与された資金の管理及び入札手続を含むすべての調達関連業務を行つて」JICAがが、本無償資金協力に関する調査を行うべきであると考へる。

3 答弁書では「案件によつては、JICAが独自に実施した緊急開発調査の結果をインドネシア政府に提供している」と述べている

別表

(平成17年6月30日時点)

調達品目	業者募集(公告)媒体 (括弧内は期間)	関心表明者 数	事前審査会 格者数	入札者数	契約相手先	契約額(括弧内はそのうち支払済額)	契約日
1 道路建設用機械①(4台)	JICS ホームページ (2005/1/25-2/22) 日刊工業新聞 (2005/2/01) ファインシャルタイムズ (2005/1/31) 現地コンパス紙 (2005/2/04)	42	36	7	PT. Equipindo Perkasa	¥34,364,950 (¥22,431,240)	2005/5/4
2 道路建設用車両①(10台)	PT. Marubeni Indonesia	4				¥12,256,810	2005/5/4
3 道路建設用車両②(18台)	PT. Itochu Indonesia	7				¥61,189,920 (¥18,750,000)	2005/5/6
4 道路建設用機械②(5台)	PT. Daya Kobelco Construction Machinery	6				¥54,223,650	2005/5/9
5 道路建設用機械③(2台)	Sojitz Corporation	4				¥28,513,000	2005/5/10
6 道路建設用機械④(2台)	PT. United Tractor	2				¥44,458,653	2005/5/10
7 土地合帳修復に係る凍結乾燥機 と関連する役務	JICS ホームページ (2005/5/25-5/27)	5		5	オガワ精機株式会社	¥93,100,000	2005/6/20
8 ラジオ局向け事務所用家具	FAXによる業者募集 (2005/6/2)	3		3	PT Elite Permai Metal Works Ltd.	IDR 91,358,000	2005/6/20
9 築岸工事用建設機械①	伊藤忠商事株式会社	4				¥42,974,436	2005/6/22
10 上下水道整備用給水車	PT. Pundi Kencana Mas	4				¥15,515,312	2005/6/27
11 上下水道整備用ダンプトラック	PT. Itochu Indonesia	4				¥34,618,150	2005/6/27
12 上下水道整備用建設機械①	PT. Daya Kobelco Construction Machinery	9				¥40,000,000	2005/6/27
13 築岸工事用建設機械②	PT. Daya Kobelco Construction Machinery	9				¥80,000,000	2005/6/27
14 築岸工事用ダンプトラック	PT. Itochu Indonesia	8				¥38,453,900	2005/6/27
15 築岸工事用散水車	PT. Pundi Kencana Mas	5				¥5,105,104	2005/6/27
16 築岸工事用建設機械③	PT. United Tractor	2				¥49,997,384	2005/6/27

IDR: インドネシアルピア

放射性廃棄物のクリアランス制度に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年十月三日

参議院議長 扇 千景殿

近藤 正道

放射性廃棄物のクリアランス制度に関する質問主意書
第一回国会において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)が改正され、原子力施設の廃棄物のうち放射能濃度が一定の基準を超えないものを放射性廃棄物として扱わないこととするクリアランス制度が導入されることになった。しかしながら、国会における法案審議の際には十分な時間が取れなかつたことからさまざまな疑問点を残しており、制度の実施を前にお国民の間には不安の声が多くある。

そこで、このクリアランス制度に関して、以下質問する。

一、平成一六年一二月の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会報告書「原子力施設におけるクリアランス制度の整備について」における「一〇〇万キロワット級原子炉の廃止に伴う廃棄物の試算による、明らかに放射性廃棄物でない廃棄物が九〇パーセント以上を占め、クリアランス制度適用対象の廃棄物は数パーセントに過ぎない。それでもえて、クリアランス制度を導入しようとするのはなぜか。二、クリアランスによる人の健康への影響について、本年三月三〇日の衆議院経済産業委員会において、武田良太委員の質疑に対し「影響のないレベル」という答弁が行われている。従来の説明は「影響は無視できるレベル」である。「影響はない」とまで言うのは誤りと考えるが、

どうか。

三、クリアランスレベルの検討を行つた原子力安全部会は、昨年末の意見募集で寄せられた意見への回答の中で「年間一〇マイクロシーベルトは、国際放射線防護委員会(ICRP)や国際

原子力機関(IAEA)の考え方に基づき、線量に起因するリスクが無視できるほど小さいレベル(一〇のマイナス六乗のオーダー)で、自然界からの年間平均線量(約二・四ミリシーベルト(世界平均))の数%のレベルであることから

バッケグラウンドの変動に対して無視できるくらい小さい線量」と説明している。一〇のマイナス六乗が「影響が無視できるレベル」というのは、政府の見解であるのか。

四、クリアランスレベルは、IAEAの安全指針の値を用いることが予定されている。しかし、IAEAの指針は、広島・長崎の放射線被曝再評価など最新の研究成果を反映していないのではないかと考えられる。最新の結果では、被曝者のガン死亡の増加が認められ、その結果、被曝によるガン・白血病の発生確率が、それまでに考えられていたより一〇倍も高くなつていい。

これらを考慮すれば、クリアランスレベル値は一〇分の一以下に下げなければならないのではないかと考えるが、政府の見解を示された

が自然放射線より二ケタ低いとしても、その〇・一ミリシーベルトを超えないよう算出し設定されるクリアランスレベルが四ケタも変わつていて信用できるのか。

六、大量のクリアランスされた廃棄物を扱う作業者の被曝や、再利用されて赤ちゃんがしゃぶるようなものに使われたり病室の壁になつたりして、本当に「影響は無視できる」と言えるのか。

七、国は二段階でチェックするとされているが、測定・判断方法が事業者による多分に恣意的な選択にゆだねられており、国は認可するだけである。また、測定や判断も国が自ら行うのではなく追認するのみとなつていて、測定・判断の信頼性はあるのか。

八、二で示した質疑においては、クリアランス制度を円滑に動かすために経済産業省と環境省の密接な連携が必要であり、環境省も地方公共団体や産業廃棄物処理業者に対するマニュアル作成等により周知徹底すると答弁しているが、クリアランスされた物が廃棄物ではなくリサイクルにまわされる場合は、環境大臣に監視などの法的権限はない。リサイクルされる場合、環境大臣に何ができるのか具体的に示されたい。

九、クリアランス制度により生ずる廃コンクリートの再使用の需要はあるのか。処分される場合、各都道府県にある最終処分場の容量に与えるインパクトをどう考えるか。

十、経済産業省が今回の原子炉等規制法改正法案の国会提出の際に報道提供了した説明資料には「制度が定着するまでの間、事業者が自主的に搬出ルートを把握・業界内で再生利用」と示されているが、改正法自体に規定はない。「制度が社会に定着するまでの間」とされているが、判断するのはだれか。原子力事業者が勝手に判断するのか。

また、その判断根拠については、パブリックコメント意見への回答で「制度化後の実績」と説明されているが、原子力事業者が率先利用して

も閉じたルートであり、社会への定着とは直接リンクしない。これでは、いつ率先利用が解除され、市中に原発廃材リサイクル品が出回るか明らかでない。判断根拠を具体的に示されたい。

十一、クリアランス制度において外国原子力船も対象とされているが、クリアランス制度の適用が可能かどうか、原発や試験研究炉のように検討会を設けて検討したのか。

また、外国原子力船といつても、実態上は米軍の原子力艦船しかありえない。米軍の廃棄物を処分するのは、日米地位協定の覚書で定められた從来の方針を変更するということか。また、軍事上の機密が優先され、検認が十分に行われるとはとうてい思えないが、いかがか。

十二、以上指摘した観点などを総合的に勘案すると、クリアランス制度の導入については施行を見合せ、再検討する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

(号外)

官報

平成十七年十月十一日 内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員近藤正道君提出放射性廃棄物のクリアランス制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について
参議院議員近藤正道君提出放射性廃棄物のクリアランス制度に関する質問に対する答

部会廃棄物安全小委員会報告書「原子力施設におけるクリアランス制度の整備について」(平成十六年九月十四日、同年十二月十三日一部改訂)において、ガス冷却型の実用発電用原子炉の廃止措置に伴い発生する廃コンクリートの推

官報(号外)

定発生量が約三万六千トンであると報告されているところである。クリアランス制度は、このような原子力施設において用いた資材その他の物の合理的な処分及び資源の有効利用を可能とするため、平成十七年五月十三日に成立した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十四号)において導入することとしたものである。

二について

平成十七年三月三十日の衆議院経済産業委員会の武田良太委員の質疑において行つた「影響のないレベル」という答弁は、クリアラ NS レベルを算出する際の線量の目安値である年間〇・〇一ミリシーベルトという値が健康に対する影響を無視できるレベルであるとの趣旨のものである。

三について

御指摘の引用は、原子力安全委員会がクリアラ NS レベルを算出するための線量の目安値として年間〇・〇一ミリシーベルトを設定した理由を述べたものである。

四について

国際放射線防護委員会(以下「ICRP」という。)は、千九百九十年に出版した報告書(Publication)において、広島及び長崎の被ばく者に関する追跡調査期間の延長、被ばく線量算定方式の変更、生涯リスク予測モデルの変更等により、名目致死確率係数の見直しを行つてはいるが、年間〇・〇一ミリシーベルトというレベルについては、その後、ICRP や国際原子力機関(以下「IAEA」という。)において見直されおらず、このレベルが現在でも、国際的に共通のものであると認識している。

五について

原子力安全委員会では、平成十一年三月に、IAEA の技術文書のクリアラ NS レベルや評価方法を参考にして、我が国における自然環境

や社会環境の実態及び生活様式を考慮しつつ、クリアランスされた物から受ける個人被ばく線量が年間〇・〇一ミリシーベルト以下となるよう、クリアラ NS レベルを算定し、トリチウムについては、クリアラ NS レベルを一グラム当たり二百ベクレルとした。

その後、IAEA が新たな知見を取り入れてクリアラ NS レベルを見直したため、原子力安全委員会は再検討を行い、その結果、平成十六年十二月に、トリチウムのクリアラ NS レベルを一グラム当たり六十ベクレルとしたものであつては、承知していない。

六について

原子力安全委員会は、クリアラ NS された物が様々な形態で再利用又は埋設処分されることにより一般公衆が現実的に被ばくすると想定される評価経路ごとに個人被ばく線量を評価し、最も高くなる評価経路でも個人被ばく線量が年間〇・〇一ミリシーベルト以下となるようにクリアラ NS レベルを算定したものである。

七について

原子力事業者が定める放射能濃度の測定及び評価の方法については、国が定める技術基準に照らして妥当であることをあらかじめ国が審査して認可するとともに、測定及び評価の結果については、国が当該結果の記録を確認しがつ、クリアラ NS の対象物について抜き取り測定を行うことにより確認することとしており、信頼性を確保することとしている。

八について

改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第七十二条の二の二において、環境大臣は、廃棄物の適正な処理を確保するため特に必要があると認めるとときは、原子炉等規制法第六十一条の二第一

九について

クリアラ NS された廃コンクリート等の再生利用については、クリアラ NS 制度が社会に定着するまでの間、原子力事業者が、電力業界を中心率先して進めることを予定しているものと承知している。

また、一について述べたとおり、ガス冷却型の実用発電用原子炉の廃止措置に伴い発生する廃コンクリートの推定発生量は約三万六千トンであるとされているところであるが、平成十四年度における工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物の排出量は約五千五百三十六万トンとなつてのことから、各都道府県に設置されている最終処分場の容量に対し、当該推定発生量が与える影響はわずかなものであると思料する。

十について

クリアラ NS 制度が社会に定着したか否かについては、今後、クリアラ NS された物の安全性、クリアラ NS 制度の実施状況等について、国民に対する積極的な情報の提供及び理解の促進に努めながら、国が適切な時期に総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会等の公開の場において、広く意見を伺いつつ判断していくことを考えている。

十一について

これまで、原子炉等規制法第二十三条の二第二項に規定する外国原子力船が我が国に入港した実績はなく、当面、我が国において、外国原子力船が解体されることは想定し難いことから、外國原子力船へのクリアラ NS 制度の適用について、検討会を設けて検討を行つたことはない。

なお、アメリカ合衆国軍隊の原子力艦船において用いた資材等については、原子炉等規制法第二十三条の二第一項の規定において、軍艦は外國原子力船に含まれない旨が規定されていることから、原子炉等規制法に定めるクリアラ NS 制度の対象とはならない。

十二について

クリアラ NS 制度については、再検討すべき問題があるとは考えておらず、今後、原子炉施設の廃止措置が本格化すること等にかんがみれば、速やかに導入することが必要であると考えている。

官 報 (号外)

平成十七年十月十二日 参議院会議録第五号

第一明治
三十五年三月三十日
便物認可日

發行所
二東京一 番都港五 号区八 番虎ノ四 門四 三五 丁目
獨立行政法人 國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 一部 一一〇円)